

車両整備業務処理要領

車両整備業務の処理に当たっては、契約書及びこの要領の定めによるものとする。

- 1 受託者は、次の検査、点検、整備（以下「整備等」という。）を実施するものとする。
 - (1) 道路運送車両法（昭和28年6月1日法律第185号。以下「車両法」という。）第48条に規定する定期点検整備（以下「法定定期点検」という。）
 - (2) 車両法第62条に規定する継続検査（以下「車検」という。）
 - (3) 法定定期点検及び車検以外の定期点検（契約期間中に1回以上実施すること。）
 - (4) その他の整備等（随時）
- 2 整備等の内容は次のとおりとする。
 - (1) 法定定期点検
点検整備一式
 - (2) 車検
車検整備一式
 - (3) 法定定期点検及び車検以外の定期点検
点検整備一式
 - (4) その他の整備等
 - ア バッテリー点検、交換、バッテリー液が不足していた場合は補充すること。
 - イ オイル点検、交換、補充
 - ウ タイヤ交換
タイヤの交換は、安全走行に耐えない摩耗又は劣化が認められる場合には、車両製造時に装着したものに準ずる夏冬タイヤに、速やかに交換すること。
なお、タイヤの保管は委託者が行うものとする。
 - エ ワイパー交換
ワイパーの交換は、安全走行に耐えない劣化が認められる場合には、車両製造時に装着したものに準ずる夏冬ワイパーに交換すること。
 - オ 車両整備時（工場入庫時）にウインドウワッシャー液が不足していた場合は補充すること。
 - カ その他の消耗品等の交換
ただし、自動車検査証における初度登録年月の古い自動車に係る消耗品等の交換については、別途協議することとする。
 - (5) 整備等対象外
 - ア 委託者の故意又は重過失に起因する故障に係る整備等
 - イ 委託者の不注意に起因する故障に係る整備等
 - ウ 委託者が行った自動車への改造等に係る整備等
- 3 整備等を委託する車両の内訳に変更が生じた場合
 - ア 委託者は、別紙様式1により整備を実施する前月の1ヶ月前までに受託者に通知するものとする。
 - イ 委託者は、契約締結後、廃車登録等により契約から減ずる車両については、おおむね3ヶ月前に受託者に通知するものとする。
 - ウ 4月に委託する車両の内訳に変更が生じた場合は、別途協議することとする。
 - エ 契約内容の変更通知に関して上記ア、イ、ウ期間に通知できなかった場合は、別途協議するものとする。
- 4 車両整備状況の通知は、別紙様式2に委託した全車両についての整備状況がわかるもの（任意様式）を添付することとする。
- 5 業務処理責任者の通知は、別紙様式3によるものとする。

整備等委託車両変更通知書

令和 年 月 日

受託者 様

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 田 中 義 克

業務名 車両整備業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務に係る対象車両の変更があったので、通知
します。

記

1 変更内容
車両台数 (全 台から 台へ)

2 変更する車両

No	所 属	車両類型	車 名	登録ナンバー	備 考

3 適用期日
契約変更 年 月分から

4 その他特記事項

主 幹	主 査 (契 約)	担 当

車 両 整 備 状 況 通 知 書

(令和 年 月分)

令和 年 月 日

住 所
受託者
氏 名

印

業務名 車両整備業務

業務処理責任者選定通知書

令和 年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 様

住所
受託者
氏名 印

業務名 車両整備業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務に係る業務処理責任者等を次のとおり定め
たので、通知します。

記

(業務処理責任者 職・氏名)

以上